

智頭町告示第110号

入札公告

工事の入札を行うので、智頭町財務規則（昭和40年智頭町規則第1号）第130条の規定により次のとおり公告する。

平成31年4月24日

智頭町長 寺谷 誠一郎

1 工事の概要

(1) 工事名 新智頭図書館建設工事

(2) 工事場所 八頭郡智頭町大字智頭 地内

(3) 工事概要 敷地面積 3729.37㎡

建物工事 すべて新築とし、本工事とする。

建物名称

構造

床面積

1. 図書館

鉄骨造一部木造

1126.67㎡

※建物基礎及び周囲埋戻し工事については本工事とする。

外構工事

1. 緑地部分、駐車場部分上層盛り土は本工事とする。

2. 敷地周囲フェンス及び側溝、植栽は本工事とする。

(4) 工期 契約（本契約）締結の日から平成32年3月31日まで

2 入札参加資格に関する事項

本工事の入札参加希望者は次の(1)に掲げる要件を満たす単独企業又は(2)に掲げる要件を満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

(1) 単独企業に関する要件

- ① 建設業法（昭和24法律第100号）における建築工事業の許可を有している者であること。
- ② 公告の前日において智頭町の平成31年度建設工事入札参加資格者名簿（希望業種の建築）に登載されている者であること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による入札参加制限を受けていないものであること。

- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申し立てをした者にあつては、同法第199条の規定による更生計画認可の決定を受けていること。
- ⑤ 公告の日から入札を執行する日までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の結果通知書で、平成31年4月23日現在における最新の建築一式工事の総合評定値が1,000点以上であること。
- ⑦ 鳥取県東部に建設業法第3条第1項及び第2項に規定する建築工事業の許可を得ている本店（社）・支店（社）・営業所を有し、かつ、法人の市町村民税を納付している者であること。
- ⑧ 本件工事に係る設計業務の受託者と資本的もしくは人事面において関連を有するものでないこと。
- ⑨ 公告前10年間に元請として、工事が完了し、引渡しが完了している鉄骨造で延べ床面積が1,000㎡以上の新築工事の施工実績があること。ただし共同企業体の構成員として施工した実績については出資比率が20%以上の構成員としてのものに限る。
- ⑩ 本工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。
 - a) 建築一式工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
 - b) 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条に規定する一級建築士の免許を有する者又は建設業法第27条第1項の規定により実施される一級の建築施工管理の技術検定に合格したものであること。

（2）共同企業体に関する要件

（A）共同企業体の構成員数は、2社とし、結成方法は次のとおりとする。

- ① 共同企業体の結成は、構成員の自由意思による自由結成とする。
- ② 構成員の出資比率は20%以上とする。
- ③ 共同企業体の結成は、代表構成員の資格要件を満たす1社と構成員の資格要件を満たす1社との組み合わせとする。
- ④ 代表構成員及び構成員は、本件入札に関して他の企業体の構成員となることができない。
- ⑤ 共同企業体の代表者は、その出資比率が最大の者であること。

（B）共同企業体の構成員の資格は、次のとおりとする。

ア 共通の資格要件

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）における建築工事業の許可を有している者であること。
- ② 公告の前日において、智頭町の平成31年度建設工事入札参加資格者名簿（希望業種の建築）に登載されている者であること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による入札参

加制限を受けていないものであること。

- ④ 会社更生法（平成14年法律154号）第17条の規定による更生手続き開始の申し立てをした者にあつては、同法第199条の規定による更生計画認可の決定を受けている者。
- ⑤ 公告の日から入札を執行する日までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 本件工事に係る設計業務の受託者と資本的もしくは人事面において関連を有するものでないこと。

イ 代表構成員の資格要件

- ① 公告の日において、鳥取県の建築一般 A 等級に格付けされ、かつ建築一般の総合点数（以下「県総合点数」という。）が1,290点以上であること。
- ② 鳥取県東部に建設業法第3条第1項及び第2項に規定する建築工事業の許可を得ている本店を有し、かつ、法人の市町村民税を納付している者であること。
- ③ 公告前10年間に元請として、工事が完了し、引渡し完了している鉄骨造で延べ床面積が1,000㎡以上の新築工事の施工実績があること。ただし共同企業体の構成員として施工した実績については出資比率が20%以上の構成員としてのものに限る。
- ④ 本工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。
 - a) 建築一式工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
 - b) 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条に規定する一級建築士の免許を有する者又は建設業法第27条第1項の規定により実施される一級の建築施工管理の技術検定に合格したものであること。

ウ 構成員の資格要件

- ① 公告の日において、鳥取県の建築一般 A 等級に格付けされているものであること。
- ② 鳥取県東部に建設業法第3条第1項及び第2項に規定する建築工事業の許可を得ている本店を有し、かつ、法人の市町村民税を納付している者であること。
- ③ 本工事の施工期間中、主任技術者を専任で配置できること。

3 入札参加資格確認申請及び資格の確認等

- (1) 入札に参加しようとする単独企業又は共同企業体は、別に配布する入札参加資格確認申請書及びその他必要な書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 申請書等の提出期間等

- ア 提出期間 公告の日から平成31年5月17日（金）までの土曜日、日曜日、祝日、休日を除く午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 智頭町役場 教育委員会事務局

ウ 提出方法 持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

エ 申請書等の用紙の配布

智頭町教育委員会事務局において本公告の日から希望する者に配布する。

オ 提出資料の問い合わせ先

〒689-1402

鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2072番地1

智頭町教育委員会事務局 担当 國岡、河村

電話 0858-75-3112 ファクシミリ 0858-75-4124

(3) 提出期限までに申請書等を提出しないもの又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(4) 入札参加資格の確認結果の通知は、単独企業又は共同企業体の代表者あてに、平成31年5月21日までの発送で通知する。

(5) 申請書等の作成に係る費用は、提出者の負担とし、提出された申請書等は返却しない。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がないと認められたものは、その理由について智頭町長に対して、説明を求められることができる。

(2) (1) の説明を求める場合は、次のとおり書面（様式自由）により提出すること。

ア 提出期限 平成31年5月24日（金）までの土曜日、日曜日を除く午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 智頭町役場 教育委員会事務局

ウ 提出方法 持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

(3) 説明を求められたときは、平成31年5月27日（月）までに説明を求めたものに対し書面により回答する。

5 契約条項及び設計図書の閲覧

(1) 閲覧場所 智頭町役場 教育委員会事務局

(2) 閲覧期間 公告の日から平成31年5月29日（水）までの土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで

(3) 設計図書の購入に係る問い合わせ先

〒689-1402

鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2072番地1

智頭町教育委員会事務局 担当 國岡、河村

電話 0858-75-3112 ファクシミリ 0858-75-4124

6 設計図書に関する質問

設計図書に関する質問がある場合は、書面により送付すること。文書には回答を受ける窓口担当の部署、氏名、電話及びファクシミリ番号等を併記するものとする。なお、質問がない場合もその旨連絡すること。また、入札当日に質問書原本を提出すること。

(1) 質問の受付期間

公告の日から平成31年5月22日（水）までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

(2) 質問の送付先

智頭町教育委員会 事務局（ファクシミリ 0858-75-4124）

(3) 質問に関する回答は、平成31年5月24日（金）までに全内容を全社に対して送付します。

7 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成31年5月30日（木）午前10時00分

(2) 場所 智頭町役場 第1会議室

8 入札執行について

(1) 持参とする。（郵送等による入札は認めない。）

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 代理人をもって入札しようとする者は、必ず委任状を提出すること。

(4) 入札者は、提出した入札書の引換、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札者は、入札書の記載事項につき抹消、訂正又は挿入をしたときは、これを証印しなければならない。ただし、金額については、抹消、訂正又は挿入することができない。

(6) 入札時に工事内訳書を提出すること。

9 開札

開札は、入札の終了後直ちに入札者の立会のうえ行う。

10 落札者の決定方法

(1) 予定価格の範囲内で最低価格を持って有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、最低制限価格を下回った入札を行ったものは落札者とししない。

(2) 落札者となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじによって落札者を決

定する。なお、落札者となるべき同価の入札をしたものは、くじを引くことを辞退できない。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証については、契約締結と同時に請負金額の10分の1以上の額を保証する次のいずれかの保証を付すること。
 - ア 契約保証金の納付
 - イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - ウ 金融機関又は保証事業会社の保証
 - エ 公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約を付した者に限る。）
 - オ 履行保証保険契約の締結

12 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格の無いもの及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに智頭町財務規則第137条の各号に該当する入札は無効とする。

13 入札及び開札の中止及びこれによる損害に関する事項

次の場合は、入札及び開札を中止する。また、これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

- (1) 明らかに談合等の事実が確認されたとき
- (2) 天災その他やむを得ない理由による場合

14 落札の無効

落札者が、特別の理由もなく落札の日から5日以内に建設工事請負仮契約を締結しない場合は、その落札を無効とする。

15 契約の方法

本件の工事請負契約は、智頭町議会の議決を要するものであり、建設工事請負仮契約を締結し、智頭町議会の議決後に契約成立の通知をもって本契約とする。

16 支払条件

- (1) 前払金 公共工事の前払い金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定による登録を受けた保証事業会社の保証により、請負代金額の10分の4の範囲内において前金払いをする。
- (2) 部分払 5回以内とする。（前金払いをしたときは、部分払いの回数を1回減ずる。）

17 その他

この広告に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令及び智頭町財務規則に定めるところによる。